



2025年2月26日

各位

会社名 第一実業株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 宇野 一郎  
(コード番号 8059 東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小川 亮子  
(TEL 03-6370-8691)

## 社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社国内完全子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の社員に対して第一実業社員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定し、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 191,000株（注1）
(3) 処分価額	1株につき2,374円（注2） ただし、2025年3月10日（以下、「条件決定日」といいます。）の前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（以下、「条件決定日前取引日の終値」といいます。）が上記の金額を上回る場合には条件決定日前取引日の終値とします。
(4) 処分総額	453,434,000円（注1）
(5) 処分方法	第三者割当の方法により、本持株会からの引受けの申込みがなされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込株式の数を本持株会に対して割当てます（当該割当ての数が処分する株式の数となります。）。
(6) 処分予定先	第一実業社員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注1）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの社員計955名に対して、当社普通株式191,000株を譲渡制限付株式として社員持株会を通じて配分するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社グループの社員（以下、「対象社員」といいます。）

最大 955 名) の数に、それぞれの付与株数を乗じた株数に応じて確定します。具体的には、上記 (5) に記載のとおり、本持株会が定めた申込株式の数が「処分する株式の数」となり、当該株式数に 1 株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

(注 2) 本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う資金調達においては、通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、本自己株式処分の決議日である 2025 年 2 月 26 日に、連結業績予想及び配当予想の修正ならびに自己株式の消却を公表しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025 年 3 月 10 日に、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、2025 年 2 月 25 日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 2,374 円と条件決定日前取引日の終値のうち、高い金額を処分価額として決定いたします。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの社員に対して、本持株会を通じて当社が処分する譲渡制限付株式(普通株式)の取得機会を提供することによって当社グループの社員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることで、当社グループの社員の経営参画意識を高めて、中長期的な企業価値の向上を実現することを目的としております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

本制度においては、対象社員に対して、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金(以下、「本特別奨励金」といいます。)として金銭債権(以下、「本金銭債権」といいます。)が支給され、対象社員は本金銭債権を本持株会に対して臨時拋出することとなります。本持株会は、対象社員から臨時拋出された本金銭債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象社員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を処分する場合において、当該普通株式の 1 株当たりの払込金額は、処分に係る取締役会決議の日の前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、本持株会(ひいては対象社員)にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社と本持株会は、本制度による当社普通株式の処分に当たり、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること(以下、「譲渡制限」といいます。)、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得すること、などを含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結いたします。また、対象社員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において本割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象社員は、譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等(以下、「本持株会規約等」といいます。)(注)に基づき、本持株会に拋出した金銭債権に応じて対象社員が保有することになる譲渡制限付株式に係る自らの会員持分(以下、「譲渡制限付株式持分」といいます。)については、本持株会から引き出すことを制限されることとなります。

(注) 本持株会は、本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会の理事会において、本制度に対応した本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の本持株会会員への周知発信後 2 週間を経過し、その後 1 週間以内に本持株会の会員からの異議申出が本持株会の会員数の 2 分の 1 以下の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき本持株会が対象社員から拋出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払込むことで、当社は本持株会に対して当社普通株式(以下、「本割当株式」とい

います。)を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記1.の(注)に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの社員計955名の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合には191,000株を予定しております。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化は、2025年3月26日に予定している自己株式消却後の発行済株式総数32,759,200株に対し0.58%(小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。)であり、2024年12月31日現在の総議決権個数316,797個に対し0.60%です。なお、自己株式の消却につきましては2025年2月26日付「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること、及び申込期間内に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2025年3月27日(本処分期日)から2028年7月1日まで

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象社員が本譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

#### (3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、定年、当社グループの取締役、監査役及び委任型執行役員のいずれかへの就任、転籍、会社都合による退職、その他の正当な理由(やむを得ない理由に基づかない自己都合による退会はこれに含まれません。)により、本持株会を退会する場合(会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会を含みます。)には、本持株会が当該対象社員の退会申請を受け付けた日(以下、「退会申請受付日」といいます。)をもって、当社は、対象社員が有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数に、本自己株式処分の本処分期日を含む月の翌月から対象社員の退会申請受付日を含む月までの月数を39で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合は1とみなします。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切捨てます。)について、本譲渡制限を解除する。

#### (4) 非居住者となる場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社グループの決定が行われた場合には、当社は当該決定が行われた日をもって、当該社員が有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数に、本自己株式処分の本処分期日を含む月の翌月から当該社員の当該決定が行われた日の前月までの月数を39で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合は1とみなします。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切捨てます。)について、本譲渡制限を解除する。

#### (5) 当社による無償取得

対象社員が、本譲渡制限期間中に、定年、当社グループの取締役、監査役及び委任型執行役員のいずれかへの就任、転籍、会社都合による退職その他の正当な理由以外の事由により、本持株会を退会した場合、本持株会への拠出を休止した場合(拠出が困難な場合を含みます。産前産後休業・育児休業等のやむを得ない場合として本持株会が休止を認める場合を除きます。)、及び法令違反を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、各事由に該当した時点において、対象社

員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）（４）で定める譲渡制限解除時点の直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

#### （６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が指定するみずほ証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座で管理される。また、本持株会は、対象社員の有する譲渡制限付株式持分について、対象社員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し管理する。

#### （７）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会、株式交付においては株式交付親会社となる株式会社の株主総会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前取引日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

### ４．処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式付与のために対象社員に支給された本特別奨励金を現物出資財産として、対象社員が本持株会に拠出して行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年2月25日（取締役会決議日の前取引日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,374円と条件決定日前取引日の終値のうち高い価額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、本方法によって決定される本自己株式処分の処分価額は、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、2025年2月25日（取締役会決議日の前取引日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1か月（2025年1月24日～2025年2月25日）	2,476円	-4.12%
3か月（2024年11月26日～2025年2月25日）	2,606円	-8.90%
6か月（2024年8月26日～2025年2月25日）	2,503円	-5.15%

本日開催の取締役会に出席した監査役（うち社外監査役2名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値と条件決定日前取引日の終値のうち高い価額であることに鑑み、割当先に特に有利な価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

### ５．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上